

# 次期しが職業能力開発推進プランについて

滋賀県職業能力開発審議会 資料2  
令和8年(2026年)2月6日  
労働雇用政策課

## 1. しが職業能力開発推進プランの概要

- (1) プラン策定の趣旨  
本県の職業能力開発施策の基本的方向を示すものとして策定
- (2) プランの性格
  - ・職業能力開発促進法(以下「法」という。)第7条第1項により、国が策定した職業能力開発基本計画に基づき策定(平成23年度～策定義務から努力義務へ)
  - ・上位計画である「滋賀県基本構想」、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀総合戦略」および「滋賀県産業振興ビジョン2030」を踏まえて策定
- (3) 計画の期間  
令和4年度から令和8年度までの5か年計画
- (4) プランの構成
  - 第1章 プランの策定にあたって
  - 第2章 滋賀県の職業能力開発を取り巻く現状と課題
  - 第3章 基本理念・基本方針・基本目標
  - 第4章 職業能力開発の基本的施策
  - 第5章 プランの推進に向けて

## 2. 各都道府県の策定状況

令和7年7月2日付け厚生労働省事務連絡「都道府県職業能力開発計画の策定に係るアンケート調査について」集計概要より

- (1) 現・都道府県職業能力開発計画の策定状況  
策定している：35県 他計画に統合している：12県(※)
- (2) 次期・都道府県職業能力開発計画の策定予定  
単独計画として策定する：32県、他計画と統合する：11県(※)、検討中：4県

(※) 県のお他計画に都道府県職業能力開発計画の要素が含まれる場合を含む

## 3. 国通知

令和8年1月8日付け厚生労働省事務連絡「都道府県職業能力開発計画と関連計画との一体的策定等について」が発出

- ・都道府県職業能力開発計画は、都道府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と内容の整合を図り、一体のものとして策定することが可能。
- ・一体的な策定により、施策間での相乗効果の創出や計画の検討・実施の際の負担軽減等が期待。

## 4. 「しが職業能力開発推進プラン」策定後の主な変化等

- (1) 滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例の一部改正および同実施計画の策定
  - ・滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例の一部改正(令和6年4月1日施行)  
→職業能力の開発を含む人材の規定を追加し、基本的方向を明示
  - ・毎年度、滋賀県中小企業活性化施策実施計画を策定
- (2) 各都道府県地域職業能力開発促進協議会の設置および職業訓練実施計画の策定
  - ・法第15条の規定に基づき、滋賀県の区域において、地域の関係機関(滋賀労働局、滋賀県、職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体、労働者団体、事業主団体等)が参画し、地域職業能力開発促進協議会を設置
  - ・同協議会において、公的職業訓練の実施にあたり年度計画である「滋賀県地域職業訓練実施計画」を策定
- (3) 産業ひとつづくり推進室の設置
  - ・令和4年4月、労働雇用政策課内に産業ひとつづくり推進室を設置  
<趣旨>人生100年時代を見据え、誰もが活躍できる社会の構築に向け、企業において多様な人材が活躍できる働き方改革や、企業が求める人材を確保・活用する取組を経済団体等との連携により支援することなどを通じて、滋賀の産業を担うひとつづくりを一層進めていくため、労働雇用政策課内に「産業ひとつづくり推進室」を設置
  - ・令和6年1月、産業ひとつづくり協議会を設置。企業の人材確保、人材育成等について毎年度議論し、次年度予算、滋賀県中小企業活性化施策実施計画等に反映

## 5. 次期しが職業能力開発推進プランの方向性

令和8年1月8日付け厚生労働省事務連絡等を踏まえ、職業能力開発施策単独での次期プランは策定せず、滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例に基づき毎年度策定する中小企業活性化施策実施計画に位置付ける人材に係る内容の充実を図ることで、本県産業を支える人材の育成・確保に向けた職業能力開発施策を、中小企業活性化施策と一体的に計画することで、施策間での相乗効果の創出等を図る。

## 6. 今後の審議会での審議の方向性

- ・職業能力開発施策については、中小企業活性化施策実施計画の内容の充実を図ったうえで、評価および報告を行う。
- ・離転職者や在職者等に向けた施設内訓練や施設外訓練など、公共職業訓練に特化した御意見をいただく。